

JR運賃の精神障害者割引制度の導入について

JRグループが、令和7年4月から精神障害者に対する運賃割引制度を導入します。この制度を利用するには、精神障害者保健福祉手帳に運賃減額区分「第一種」または「第二種」の記載が必要です。このことについて、次のとおりお知らせします。

1 割引制度を利用するには

手帳に「第一種」または「第二種」の記載が必要です。

手帳イメージ

氏名	交付日	現住所	転入年月日
住所	有効期限		
生年月日	(更新) 年 月 日		
障害等級	(更新) 年 月 日		
手帳番号	(更新) 年 月 日		
旅客鉄道株式会社等 旅客運賃減額 第一種	(更新) 年 月 日		
	静岡市 印		
	精神保健及び精神障害者福祉に関する 法律第45条の精神障害者保健福祉手帳		

※以下の場合は割引が適用されません。

- ・手帳の有効期限が切れている。
- ・手帳に顔写真が貼られていない。

減額区分と障害等級の関係は以下のとおりです。

第一種	精神障害者保健福祉手帳 1 級
第二種	精神障害者保健福祉手帳 2 級または 3 級

2 手帳に減額区分を記載するには

- ★手帳の新規・更新・等級変更申請等のお手続きをされ、手帳に写真が貼付されている場合は、「第一種」または「第二種」の減額区分が記載された手帳を交付します。
- ★上記以外で、現在顔写真が貼付された手帳をお持ちの方で、記載を希望される方は、下記窓口到手帳をお持ちのうえ、お申し出ください。手帳に減額区分を記載します。
- ★手帳に顔写真が貼られていない場合は、別に再交付（写真貼付のため）申請が必要です。写真（縦4cm×横3cm 上半身脱帽で1年以内に撮影されたもの）をご用意ください。減額区分が記載された手帳（写真貼付有）を再発行します。

3 お手続き窓口

葵区障害者支援課	☎054-221-1589
駿河区障害者支援課	☎054-287-8690
清水区障害者支援課	☎054-354-2168
蒲原出張所	☎054-385-7790

4 お問い合わせ

☎静岡市こころの健康センター054-262-3011まで